

37 寄託

(1) 寄託における解除権

寄託契約も諾成契約とされ(657 条)、それに伴い、受寄者が寄託物を受け取るまでの各当事者の解除権に関する規定が設けられた(657 条の 2)。

- ① 寄託者は、受寄者が寄託物を受け取るまでは、契約の解除をすることができる。
- ② 無償寄託の受寄者(書面による寄託を除く)は、寄託物を受け取るまでは、契約の解除をすることができる。
- ③ 受寄者(無償の書面による寄託に限る)は、寄託物を受け取るべき時期を経過したにも関わらず、寄託者が寄託物を引き渡さない場合には、相当の期間を定めてその引き渡しの催告をし、その期間内に引き渡しがないときは、契約を解除することができる。

(2) 受寄者の自己保管義務

- (前) 寄託者の承諾 → (後)「やむを得ない事由があるとき」を追加
(前) 選任・監督についての責任 → (後)受寄者と第三者は同一

(3) 第三者が権利を主張してきた場合(660 条)

- (前) 遅滞なく寄託者に通知→(後)寄託者が既に知っているときは通知しなくてよい

(4) 寄託者の損害賠償請求・受寄者の費用償還請求の期間制限(664 条の 2)

寄託者が返還を受けた時から 1 年以内に請求しなければならない。もっとも、この期間内に時効期間が経過してしまうことも考えられるので、損害賠償請求については、寄託者が返還を受けた時から 1 年を経過するまでの間は、時効は完成しないものとされた。

38 組合

(1)組合契約(667 条、667 条の 2)

組合契約の場合、他の組合員が出資をしないからといって、自分の出資を拒むことができない。また、組合契約の解除をすることもできない。

(2)組合の内部的な業務執行と対外的な法律行為

改正法では、業務の決定と執行を区別した上で以下のように規定された。

- ① 組合の業務は、組合員の過半数をもって決定し、各組合員が執行する。
- ② 組合の業務の決定及び執行は、特定の業務執行者に委任できる。
- ③ 業務執行者に委任した場合は、業務執行者の過半数をもって決定し、各業務執行者がこれを執行する(総組合によって決定し、または総組合員が執行することも可能である)。

(3)代理(670 条の 2)

誰が組合を代理するのかを明文化した。

- ① 各組合員は、組合の業務を執行する場合、組合員の過半数の同意を得て、組合を代理できる(業務執行者があるときは、その者のみが組合員を代理する)。
- ② 各業務執行者は、業務執行者の過半数の同意を得たときに限り、組合員を代理できる。
- ③ 各組合員又は各業務執行者は、組合の常務を行うときは単独で組合を代理できる。

39 相続の効力

(1)不動産、動産の対抗要件

(前) 遺産分割後の第三者に対しては登記なくして対抗できないとされていたものの、それ以外のケース(「相続させる」旨の遺言、遺言による相続分の指定)では、法定相続分を超える部分についても登記なくして第三者に対抗できるとされていた。